

りん、窒素排水規制の対象湖沼の見直し 環境省



水質汚濁防止法施行規則に基づくりん、窒素の排水規制の対象湖沼が5年ぶりに見直されました。湖沼でのりん、窒素の排水規制は、水の滞留時間が4日以上湖沼をりん規制対象とし、このうち窒素とりの濃度比が20以下でりん濃度0.002 mg/l以上の湖沼を窒素規制対象として、周辺事業場の排水を規制します。

今回の見直しは2002年度の全国公共用水域水質調査の結果を踏まえたもので、新たにりん排水特定規制を行う対象湖沼に宮ヶ瀬ダムなど120湖沼、新たに窒素規制を行う湖沼として四時ダムなど77湖沼が対象とされました。

環境省は、3月26日まで意見募集を行い、年度内に告示改正、今夏前には施行する方針です。

資料:2004年3月10日付 環境新聞

生活環境箇所 佐藤 妙子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

